**健康保険の「19歳以上23歳未満の被扶養者」認定基準の変更について**

人事・総務部よりお知らせです。

2025年（令和7年）10月1日より、健康保険の「19歳以上23歳未満の被扶養者」に関する年間収入基準が変更されます。これは令和7年度税制改正に伴う見直しで、若年層の就業調整負担軽減を目的としています。

**1. 主な変更点**

現在： 年間収入が130万円未満→ 被扶養者として認定可能

改正後（2025年10月1日以降認定分）：

19歳以上23歳未満の対象者に限り、年間収入150万円未満→ 被扶養者として認定可能

※配偶者（事実婚を含む）は今回の改正対象外です。

※学生であるかどうかは不問で、年齢で判断します。

**2. 年齢の考え方**

判定はその年の12月31日現在の年齢で行います。

 例）10月時点で19歳誕生日を迎えた場合、その年は150万円基準を適用。

23歳に達する年の翌年からは再び130万円基準に戻ります。

**3. 収入の判定方法**

今後1年間の収入見込み額で判断します（過去実績や現在の勤務予定で試算）。

同居・別居により条件が異なります。

 ・同居の場合：150万円未満かつ被保険者（本人）の収入の1/2未満が原則。

 ・別居の場合：150万円未満かつ、被保険者からの仕送り額より本人の収入が少ないこと。

**4. 適用開始日と注意点**

適用開始日：2025年10月1日（以降の認定分が対象）

2025年10月1日以前の期間に遡って認定する場合は、従来の「年収130万円未満」基準が適用されます。

**5. 社員の皆さまへのお願い**

対象年齢のご家族が扶養に入っている場合、2025年10月以降の収入見込みをご確認ください。

年間収入の見込みや勤務状況に変更がある場合は、速やかに総務部までご連絡ください。

認定後も年1回の収入状況確認があり、書類（源泉徴収票、送金記録等）をご提出いただく場合があります。

【お問い合わせ先】 人事・総務部 保険担当内線：XXXX

メール：XXXX＠company.co.jp